

## 「業務規程」等の一部改正新旧対照表

## 目次

(ページ)

・ 業務規程の一部改正新旧対照表	1
・ 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	4
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	5
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	6
・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	7
・ 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	10
・ 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	12
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	13

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 売買立会の区分及び売買立会時 )</p> <p>第 2 条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券及び日経300株価指数連動型上場投資信託（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。）の受益証券（以下「受益証券」という。）を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から11時まで（半休日においては、午前9時から11時30分まで）とし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から11時まで（半休日においては、午前9時から11時30分まで）とし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>( 売買立会の区分及び売買立会時 )</p> <p>第 2 条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券及び日経300株価指数連動型上場投資信託（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。）の受益証券（以下「受益証券」という。）を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から11時まで（半休日においては、午前9時から11時15分まで）とし、午後立会は、午後0時30分から3時15分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から11時まで（半休日においては、午前9時から11時15分まで）とし、午後立会は、午後0時30分から3時15分までとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>( 売買立会による売買 )</p> <p>第 6 条 売買立会による売買は、当取引所が使用する電子計算機等を利用した取引システム（以下「売買システム」という。）により行う。ただし、売買システムによらない売買として当取引所が定める売買（以下「売買システムによる売買以外の売買」という。）については、この限りでない。</p>	<p>( 売買立会による売買 )</p> <p>第 6 条 売買立会による売買は、当取引所が設置する電子計算機等を利用した取引システム（以下「売買システム」という。）により行う。ただし、売買システムによらない売買として当取引所が定める売買（以下「売買システムによる売買以外の売買」という。）については、この限りでない。</p>
<p>( 競争売買の原則 )</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 午後立会（半休日においては午前立会）終了時において第14条第5項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなる場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。この場合において、当該値段による呼値は、すべて同時に行われたものとみな</p>	<p>( 競争売買の原則 )</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 午後立会（半休日においては午前立会）終了時において第14条第10項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなる場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。この場合において、当該値段による呼値は、すべて同時に行われたものとみな</p>

す。

(呼値)

第14条 (略)

2 前項の呼値は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 売買システムによる売買

取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

(2) 売買システムによる売買以外の売買

注文控に記載する方法による呼値によるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 当取引所は、呼値について、売買の成立を促進するために必要があると認めるときは、その存在を周知するものとする。

8 (略)

(約定値段の公表)

第23条 当取引所は、売買が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

す。

(呼値)

第14条 (略)

2 前項の呼値は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 売買システムによる売買

取引参加者端末装置から入力する方法による呼値 (以下「システム呼値」という。)によるものとする。

(2) 売買システムによる売買以外の売買

注文控 (以下「板」という。)に記載する方法による呼値 (以下「板呼値」という。)によるものとする。

3 取引参加者は、売買立会開始時の25分前から売買立会終了時までの間、呼値を行うことができる。

4 当取引所は、前項の呼値が行われたときは、その順序に従って、直ちにその内容を、システム呼値については売買システムにより記録し、板呼値については板に記載するものとする。

5 板の様式、記載方法及び記載事項の訂正については、当取引所が定めるところによるものとする。

6 当取引所は、呼値について、売買の成立を促進するために必要があると認めるときは、その存在を周知するものとする。

7 当取引所は、呼値が第12条に規定する売買成立の条件に合致するときは、呼値の順位に従って、これを付け合わせるものとする。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

(新設)

12 (略)

(約定値段の公表)

第23条 当取引所は、売買が成立したときは、その約定値段を公表する。

付 則

この改正規定は、平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(市場施設利用に関する責任の所在)</p> <p>第19条 <u>取引参加者は、業務上当取引所の市場の施設(当取引所が他の証券取引所の市場の施設を使用している場合の当該施設を含む。)の利用に関して受けた損害の賠償を請求する場合は、当取引所に対して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>当取引所は、前項の損害に関し、当取引所に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(市場施設利用に関する責任の所在)</p> <p>第19条 <u>当取引所は、取引参加者が業務上当取引所の市場の施設の利用に関して損害を受けることがあっても、当取引所に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。</u></p> <p>(新設)</p>

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特  
例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引時間)</p> <p>第7条 終値取引の取引時間は、前条第3項各号に掲げる各々の値段につき、次の各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前場終値 午前11時5分から午後0時30分まで(半休日においては、午前11時<del>35</del>分から午後0時30分まで)</p> <p>(3) 当日終値 午後3時<del>35</del>分から午後4時30分まで(半休日を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(取引時間)</p> <p>第7条 終値取引の取引時間は、前条第3項各号に掲げる各々の値段につき、次の各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前場終値 午前11時5分から午後0時30分まで(半休日においては、午前11時<del>20</del>分から午後0時30分まで)</p> <p>(3) 当日終値 午後3時<del>20</del>分から午後4時30分まで(半休日を除く。)</p> <p>2 (略)</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(相対交渉取引の取引時間)</p> <p>第12条 相対交渉取引の取引時間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 単一銘柄取引</p> <p>午前8時20分から午後4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から午後0時30分まで)とする。ただし、第14条第1項の規定に基づく交渉を行う場合の取引時間は、午前8時20分から9時まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時35分から4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から9時まで及び午前11時35分から午後0時30分まで)とする。</p> <p>(2) バスケット取引</p> <p>午前8時20分から9時まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時35分から4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から9時まで及び午前11時35分から午後0時30分まで)とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(相対交渉取引の取引時間)</p> <p>第12条 相対交渉取引の取引時間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 単一銘柄取引</p> <p>午前8時20分から午後4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から午後0時30分まで)とする。ただし、第14条第1項の規定に基づく交渉を行う場合の取引時間は、午前8時20分から9時まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時20分から4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から9時まで及び午前11時20分から午後0時30分まで)とする。</p> <p>(2) バスケット取引</p> <p>午前8時20分から9時まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時20分から4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から9時まで及び午前11時20分から午後0時30分まで)とする。</p> <p>2～3 (略)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>a 同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序又は注文控(以下「板」という。)への記載順序。次のbにおいて同じ。)で、当該銘柄の売買単位の数量(以下「最小単位」という。)の呼値が、<u>取引参加者単位に最小単位の5倍の数量に達するまで</u>、それ以外の部分の数量の呼値に優先する。</p> <p>b <u>最小単位の5倍の数量</u>以外の部分の数量間の呼値の順位は、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で、取引参加者単位により次に定めるところによる。</p> <p>(a)~(c) (略)</p> <p>c a及び前bの規定にかかわらず、規程第10条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段(以下「制限値段」という。)による呼値とする場合については、次のとおりとする。</p> <p>(a) 同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序又は板への記載順序)で、<u>最小単位の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍の数量に達するまで</u>、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。</p> <p>(b) <u>最小単位の5倍の数量</u>以外の部分の数量間の呼値の順位は、取引参加者単位により次に定めるところによる。</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>a 同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序又は注文控(以下「板」という。)への記載順序。次のbにおいて同じ。)で、当該銘柄の売買単位の数量(以下「最小単位」という。)の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に優先する。</p> <p>b <u>最小単位</u>以外の部分の数量間の呼値の順位は、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で、取引参加者単位により次に定めるところによる。</p> <p>(a)~(c) (略)</p> <p>c a及び前bの規定にかかわらず、規程第10条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段(以下「制限値段」という。)による呼値とする場合については、次のとおりとする。</p> <p>(a) 同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序又は板への記載順序)で、<u>最小単位の呼値が、取引参加者単位に最小単位の2倍の数量に達するまで</u>、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。</p> <p>(b) <u>最小単位の2倍の数量</u>以外の部分の数量間の呼値の順位は、取引参加者単位により次に定めるところによる。</p> <p>イ・ロ (略)</p>



(2) (略)

(売買の中断)

第7条 規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 規程第28条第2号、第3号及び第4号の規定により売買の停止が行われた場合

(2) 呼値に関する規則第9条第6項の規定により板呼値の整理が行われた場合

(約定値段を定める場合の合致数量)

第9条 規程第12条第3項第3号bに規定する当取引所が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量とする。

(1) (略)

(2) 株券について規程第12条第2項第3号に規定する約定値段を定める場合の数量は、次に掲げる数量とする。

a 午後立会(半休日においては午前立会)終了時において制限値段が約定値段となる場合は、最小単位に制限値段で呼値を行っている取引参加者数を乗じて算出した数量以上の数量

b 前a以外の場合は最小単位以上の数量

(3) (略)

(株券の売買単位)

第11条の2 規程第15条第1号aただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第8項の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを定めていない場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。

(2) (略)

(売買の中断)

第7条 規程第10条第3項及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、規程第28条第2号、第3号及び第4号の規定により売買の停止が行われた場合をいう。

(約定値段を定める場合の合致数量)

第9条 規程第12条第3項第3号bに規定する当取引所が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量とする。ただし、当取引所が売買の成立を促進するために必要があると認めて、あらかじめ定めた場合には、当該他方の呼値の数量を要しないものとする(第2号ただし書を除く。)。

(1) (略)

(2) 株券について規程第12条第2項第3号に規定する約定値段を定める場合の数量は、最小単位以上の数量とする。ただし、午後立会(半休日においては午前立会)終了時において制限値段が、約定値段となる場合は、最小単位に制限値段で呼値を行っている取引参加者数を乗じて算出した数量以上の数量とする。

(3) (略)

(株券の売買単位)

第11条の2 規程第15条第1号aただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第8項の規定による開示において、一定期間内に1単元の株式の数の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを定めていない場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。

(削る)

(板の様式、記載方法及び記載事項の訂正)

第21条 規程第14条第5項に規定する板の様式、記載方法及び記載事項の訂正については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 様式

板の様式は別表のとおりとする。

(2) 記載方法

a 板呼値の記載

板呼値の記載は、売り及び買い別の値段ごとに、取引参加者名(当取引所が定める取引参加者番号による。以下同じ。)及び数量を、時間の先後が明らかとなる方法により行う。

b 受託時区分の表示

板呼値について、次に定める区分を表示する。

(a) 売買立会の始めの約定値段決定時及び第7条に規定する売買が中断された場合の中断後最初の約定値段決定時における決定前後の区分

(b) 売買立会開始時から30分ごとの区分。ただし、始めの約定値段が決定される以前及び第7条に規定する売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定される以前においては、その表示を要しない。

(c) 午前立会、午後立会の区分

c 売買が成立した板呼値の記載

板呼値について売買が成立したときは、当該板呼値に対当した取引参加者名及び数量を記載し、残存数量が事後において判読できる方法により記載する。

(3) 記載事項の訂正

板呼値の数量の減少となる訂正又は板呼値の取消しは、取引参加者名及び数量を事後において判読できる方法により行う。

第21条から第25条まで 削除

第22条から第25条まで 削除

付 則

この改正規定は、平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第14条第8項の規定に基づき、呼値に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(呼値の効力)</p> <p>第3条 呼値の効力は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 売買システムによる売買の呼値 取引参加者端末装置から入力する方法による呼値(以下「システム呼値」という。)は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。</p> <p>(2) 売買システムによる売買以外の呼値 注文控(以下「板」という。)に記載する方法による呼値(以下「板呼値」という。)は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(呼値の方法等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当取引所は、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、板呼値の整理を行うことができる。</p> <p>第11条 削除</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第14条第12項の規定に基づき、呼値に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(呼値の効力)</p> <p>第3条 呼値は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(呼値の方法等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(呼値の周知)</p> <p>第11条 当取引所は、売買システムによる売買以外の売買について、必要と認める場合には、業務規程第12条第2項に規定する売買において、直前の約定値段より低い値段による売呼値又は直前の約定値段より高い値段による買呼値が行われた場合は、直前の約定値段(既に行われている他の売呼値より低い値段の売呼値又は既に行われている他の買呼値より高い値段の買呼値の場合は、他の呼値の値段)から、呼値の単位刻みの各値段で順次、これを周知することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定により周知を行っている呼値は、その周知中は、当該周知値段の呼値として処理するものとする。</p>

( 認定気配値段 )

第12条 当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の証券取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を認定気配値段として、相場報道システムを通じた配信による一定の表示等を行うものとする。

( 気配表示による呼値の特別周知 )

第13条 当取引所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるとき又は呼値の状況等から必要があると認めるときは、次の各号に定める表示（以下「気配表示」という。）により、その存在を特別に周知するものとする。

(1) 売買システムによる売買の呼値については、取引参加者端末装置に一定の表示

(2) 売買システムによる売買以外の売買の呼値については、当取引所がその都度定める。

2～5 (略)

付 則

この改正規定は、平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。

る。

( 認定気配値段の表示 )

第12条 当取引所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の証券取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を認定気配値段として、取引参加者端末装置への一定の表示等を行うものとする。

( 気配表示による呼値の特別周知 )

第13条 当取引所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるとき又は呼値の状況等から必要があると認めるときは、取引参加者端末装置への一定の表示等（以下「気配表示」という。）により、その存在を特別に周知するものとする。

2～5 (略)

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第14条第5項の規定に基づく呼値の値幅（以下「呼値の制限値幅」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第14条第10項の規定に基づく呼値の値幅（以下「呼値の制限値幅」という。）に関し、必要な事項を定める。</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 相対交渉市場特例第14条第1項及び第2項に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 午前9時から11時まで及び午後0時30分から3時30分まで(半休日においては、午前9時から11時30分まで)においては、次に掲げる値段とする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年5月7日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 相対交渉市場特例第14条第1項及び第2項に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 午前9時から11時まで及び午後0時30分から3時15分まで(半休日においては、午前9時から11時15分まで)においては、次に掲げる値段とする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>